

令和4年度 就学援助制度について

本町では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助制度を設けています。援助を希望される方は次の各項目を確認の上、通学する（または通学する予定の）学校にお申し込みください。

詳しくは下記担当へお問い合わせください。



対象となる方

町内に住所があり、町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者で、次のどちらかに該当する方

- ・要保護世帯 生活保護（教育扶助）を受給している世帯
- ・準要保護世帯 生活保護世帯に準ずると認められる世帯（生活状況等を審査の上、認定されます。）

援助の対象となるもの

学用品通学用品費、新入学援助費、体育実技用具費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン通信費、学校給食費

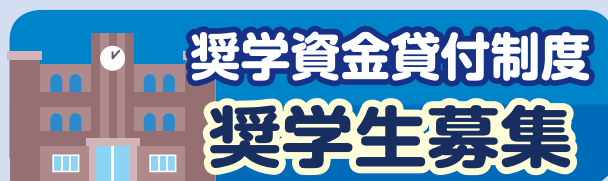
※要保護世帯は修学旅行費のみ援助対象となります。

※令和3年度に入学準備金の支給を受けている方は、新入学援助費は支給されません。

申請について

- ・申請書等は各学校で配布していますので、お申し出ください。
 - ・申請書等は児童生徒が通学する（または通学する予定の）学校を經由し、教育委員会に提出していただきます。
 - ・令和3年（1月から12月）の収入額や家族構成を確認の上、認定の可否を判断します。
- ※同居していて生計を共にしている方全員の収入等で審査をします。

問合せ／学校教育・適正化等担当（内線3511）



本町では、町奨学資金貸付条例に基づき、令和4年度の奨学生を次のとおり募集しています。希望される方は、下記担当へお申し込みください。

■資格要件

町民であり、次の学校に在学する、または合格した方

- ・医科大学、教員養成大学、看護学校、看護師養成所、特殊な技能教育または専門教育で相当と認められる学校
- ・上記以外の大学等で相当と認められる学校（学校教育法に規定する専門学校を含む）

■必要書類

- ・奨学資金貸付申請書
- ・身元保証人（連帯保証人）2名（うち1名は保護者）の町税完納証明書
- ・家庭状況申出書
- ・在学している高等学校長または現に在学する学校長の推薦書
- ・合格通知書の写しまたは在学証明書
- ・誓約書
- ・請求書
- ・口座振替払申出書

※各申請様式は町ホームページからダウンロードできます。

■貸付限度額

月額2万円または3万円

■申込み

3月31日(木)までに必要書類を提出してください。

申込み・問合せ／教育支援担当（内線3513）

町ホームページ
検索キーワード

奨学資金



「SOSの出し方教室」

困ったときは相談しよう／困っている人の話を聴こう

■「SOSの出し方教室」をご存じですか

「SOSの出し方教室」は、北海道の自殺予防対策事業として、教育委員会と町民保健センターが連携し、令和元年度から実施しています。困ったときに「SOS」を出せるよう、中学生を対象に、講義やペアワークを通じて理解を深めてもらう取り組みです。本年度は上風連中学校と中西別中学校で実施しました。

テーマは「困ったときは相談しよう、困っている人の話を聴こう」で、上手な聴き方と温かい言葉掛けを通じて、相談しやすい人間関係づくりができるようになるための、きっかけとすることが狙いです。

■キーワードは「きょうしつ」

講義では、事例を紹介しながら「友達の様子がいつもと違うな……」と感じたら、その友達の話をよく聴き、相手を理解して一緒に考えることの大切さが伝えられました。

「相談したい!」と思える人は「信頼できる人」であり、信頼できる人とは「頭ごなしに非難せず、理解しようとして聴く人」「相談してくれた相手を応援して、一緒に考えてくれる人」「丸抱え”も”丸投げ”もしない人」だということも学びました。

き 気づいて
よ よく聴いて
う 受けとめて
し 信頼できる人に
つ つなげる



講義の後のペアワークでは、実際に「聴き方」のコツを体験し、普段から相手の話を傾聴することを心掛け、信頼し合える人間関係づくりをする大切さが理解できました。

◀上風連中学校での講義「ラクダの背骨を折るのは最後の藁だ (It is the last straw that breaks the camel's back)」という、ことわざを引用した説明を受けている様子
悩みや苦しみを限界まで我慢してため込まず、誰かに相談することが大切です。

電話などでの主な相談窓口 ～ひとりで悩まず、相談しよう～

いのちの電話(一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

毎日 午前10時から午後10時 TEL0570-783-556

毎日 午後4時から午後9時 TEL0120-783-556

毎月10日 午前8時から翌日午前8時

<https://www.inochinodenwa.org>



チャイルドライン(NPO法人 チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかけられる電話です。チャットでの相談も受け付けています。

毎日 午後4時から午後9時 TEL0120-99-7777

<https://childline.or.jp/index.html>



北海道の相談窓口

こころの健康相談
統一ダイヤル

平 日 午前9時から午後9時
土 日 祝 午前10時から午後4時

TEL0570-064-556

中標津保健所

平 日 午前8時45分から
午後5時30分

TEL0153-72-2168

別海町の相談窓口

別海町教育委員会(子どもホットライン)

平日 午前9時から午後5時

TEL0153-75-0005

町民保健センター

平日 午前9時から午後5時

TEL0153-75-0359



別海町教育委員会 TEL75-2111 (内線3503)